

素材生産を推進するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則

平成28年3月17日
独信基301平成27年度第39号

(目的)

第1条 この業務細則は、林業・木材産業の持続的発展のためには木材加工等の川下への素材の安定供給が求められるなかで素材生産の量的拡大が重要な課題となっていることに鑑み、素材生産を推進するための運転資金に係る債務保証（以下「素材生産推進保証」という。）を行うに当たり、独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則（以下「細則」という。）の特例を定めることを目的とする。

(被保証者の資格)

第2条 素材生産推進保証の被保証者の資格を有する者は、細則第3条に定める資格を有する者であって、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過であっても改善の見込みがあること
- (2) 融資機関借入金に延滞がないこと
- (3) 融資機関借入金総額が原則として年商以内であること
- (4) 原則として直近3期連続当期利益を計上していること

(保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度)

第3条 素材生産推進保証の保証に係る資金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 細則第5条第1項第1号に掲げる資金（同号ロに該当するものに限る。）
 - (2) 細則第5条第1項第2号に掲げる資金（同条同項第1号に掲げる資金のうちロに掲げるものに限る。）
 - (3) 細則第5条第1項第3号に掲げる資金（同号イに掲げる資材を供給するためのものに限る）
- 2 前項の資金の借入期間の最高限度は、細則第5条第2項第2号の規定にかかわらず、5年とする。

ただし、細則第5条第4項第2号に掲げる資金を除く資金であって、理事長が資金の借入当初から特に必要と認めた場合は、7年とする。

(一被保証者についての保証の範囲及び借入金の元本の限度額)

第4条 素材生産推進保証により信用基金が保証する債務の範囲については、細則第7条第1項ただし書きは適用しない。

- 2 保証に係る借入金の元本の限度額は、3千万円とする。

(債務保証の申込みの際の添付書類)

第5条 素材生産推進保証における細則第9条第1項及び第2項に定める書類の提出にあ

たつては、保証に係る資金が林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第4条第3項第3号に該当する場合は、細則第9条第3項第3号に定める書類を添付させるものとする。ただし、添付書類の内容が既往の債務保証依頼書に添付したものと変更がない場合は、添付を省略できるものとする。

（保証料率）

第6条 素材生産推進保証における保証料率は、細則第15条第1項の規定にかかわらず、次表に掲げる保証料率のうち、被保証者の財務状況等のリスクに応じていずれかの料率を適用する。

保証料率
年 0.15 パーセント
年 0.30 パーセント
年 0.45 パーセント
年 0.68 パーセント
年 0.83 パーセント
年 0.98 パーセント
年 1.13 パーセント
年 1.35 パーセント

（担保の徴求）

第7条 細則第17条の規定にかかわらず、担保の提供を原則として求めないものとする。

（細則の準用）

第8条 第2条から前条までに定めるもののほかは、細則を準用する。

（適用期間）

第9条 本細則は、平成33年3月31日までに保証の申込みを受理したものに適用する。

附則

1 この特例細則は、平成28年4月1日から施行する。